



新型コロナウイルス感染症
県内全域に緊急事態宣言

阪神・淡路大震災以来の大きな危機です。
兵庫県も全力で取り組みます。
一緒にこの試練を乗り越えましょう。

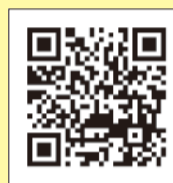
4月7日(火)に国が緊急事態宣言を発令し、兵庫県全域が新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置の実施区域となっています。

県内の感染者は依然として増加しており、25年前の阪神・淡路大震災以来の大きな危機に直面しています。大震災時には、被災された多くの人々が数カ月にもわたる避難所生活を余儀なくされました。今回の緊急事態では、家にいることが鍵になります。未曾有の被害をもたらした大震災から県民一丸となって立ち上がってきた私たちなら、この試練はきっと乗り越えられます。感染の拡大を封じ込めるためには、皆さんの協力が欠かせません。一人一人が責任を持って行動することが大切な人の命を守ることに繋がります。この危機に共に立ち向かっていきましょう。

令和2年4月14日
兵庫県知事

井戸敏三

最新情報、事業者向けの情報などは県ホームページを確認してください。



兵庫県で検索してください

県民の皆さんへのお願い

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出するのを控え、最低7割、極力8割の、人と人との接触機会を減らしてください。また、休業要請を行った施設と同種の施設利用を目的とした、他の地域への移動もやめてください。
- ② 医療施設やスーパーマーケットなど生活に必要な施設は営業を続けています。食料や生活必需品の買い占めなどはやめてください。
- ③ 「3つの密」(密閉、密集、密接) が重なる懸念がある集会・イベントへの参加は控えてください。
- ④ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処してください。
- ⑤ 海外から帰国した人は、自宅など指定された場所で14日間待機するとともに、体温測定を毎日行うなど健康管理に注意し、保健所等による健康観察にご協力ください。

事業者の皆さんへのお願い

- ① 感染拡大を防止するため、遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設、学校、大学、学習塾等については、休業をお願いします。
- ② 医療施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、葬儀場、理髪店、美容院、飲食店(営業時間は5時から20時までの間とし、酒類の提供は19時まで)等については、営業の継続をお願いします。
- ③ 接触機会を減らすため、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議の活用などにより出勤を抑制し、出勤者の7割削減を目指してください。
- ④ 従業員へは、職場内の「3つの密」(密閉、密集、密接)の回避、換気の励行、出勤免除や外出自粛の呼び掛けをお願いします。

主な対象施設は2面へ

1 休業をお願いする施設

施設の使用停止および催し物の開催の中止または延期をお願いしています。

| 種類 | 内訳 |
|-----------|--|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、性風俗店、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券場、ライブハウス 等 |
| 大学、学習塾等 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技施設 等 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 |
| 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場 等 |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館、水族館、動物園 等 ※ |
| ホテルまたは旅館 | 集会などで使用する部分 ※ |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ |

※床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設

2 休業への協力をお願いする施設

上記1（床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設）に対する休業のお願い等の趣旨を踏まえ、床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設に対し協力をお願いしています。

| 種類 | 内訳 |
|----------|--|
| 大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館、水族館、動物園 等 |
| ホテルまたは旅館 | 集会などで使用する部分 |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ |

※床面積の合計が100平方メートル以下で、適切な感染防止対策を施した場合を除く

3 営業の継続をお願いする施設 適切な感染防止対策の協力をお願いしています

●社会生活を維持する上で必要な施設

| 種類 | 内訳 |
|------------|--|
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売り場、衣料品店、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店・ホームセンター・ショッピングモール等における生活必需物資売り場 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店 等 ※営業時間は5時から20時までの間とし、酒類の提供は19時まで（宅配・テイクアウトサービスは除く） |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿 等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス 等 |
| 工場等 | 工場、作業場 |
| 金融機関、官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所 等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理髪店、美容院、ランドリー、ごみ処理関係 等 |

●社会福祉施設等

| 種類 | 内訳 |
|---------|--|
| 社会福祉施設等 | 保育所、学童クラブ 等 ※必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力をお願いします 介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設 ※通所または短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、できる限り利用を自粛してください |

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症について、不明な点や不安な点は、県の相談窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の 予防・医療・検査に関する相談窓口

兵庫県24時間対応コールセンター
☎078(362)9980 ☎078(362)9874

上記以外の外出自粛、各施設の利用など 緊急事態措置に関する相談窓口

兵庫県緊急事態措置コールセンター(平日9時～18時)
☎078(362)9921

その他の相談窓口

| | 電話番号 | 受付時間 |
|-------|---------------|---------------------------------|
| 厚生労働省 | ☎(0120)565653 | 9時～21時 |
| 神戸市 | ☎078(322)6250 | 24時間受け付け ※各区保健センターでも受け付け |
| 姫路市 | ☎079(289)0055 | 8時35分～21時 |
| 尼崎市 | ☎06(4869)3008 | 平日7時～22時30分、 土曜・日曜・祝休日8時～21時 |
| 西宮市 | ☎0798(35)0567 | 8時45分～19時 |
| 明石市 | ☎078(918)5090 | 9時～20時 |

帰国者・接触者相談センター

健康福祉事務所 (平日9時～17時30分) 時間外は左記相談窓口へ

| | 管轄地域 | 電話番号 |
|------------|-------------------------|---------------|
| 芦屋健康福祉事務所 | 芦屋市 | ☎0797(32)0707 |
| 宝塚健康福祉事務所 | 宝塚市、三田市 | ☎0797(62)7304 |
| 伊丹健康福祉事務所 | 伊丹市、川西市、猪名川町 | ☎072(785)9437 |
| 加古川健康福祉事務所 | 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 | ☎079(422)0002 |
| 加東健康福祉事務所 | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 | ☎0795(42)9436 |
| 中播磨健康福祉事務所 | 市川町、福崎町、神河町 | ☎0790(22)1234 |
| 龍野健康福祉事務所 | 宍粟市、たつの市、太子町、佐用町 | ☎0791(63)5140 |
| 赤穂健康福祉事務所 | 相生市、赤穂市、上郡町 | ☎0791(43)2321 |
| 豊岡健康福祉事務所 | 豊岡市、香美町、新温泉町 | ☎0796(26)3660 |
| 朝来健康福祉事務所 | 養父市、朝来市 | ☎079(672)0555 |
| 丹波健康福祉事務所 | 丹波篠山市、丹波市 | ☎0795(73)3765 |
| 洲本健康福祉事務所 | 洲本市、南あわじ市、淡路市 | ☎0799(26)2062 |

その他の相談センター

| | 電話番号 | 受付時間 |
|-----|---------------|-----------------------------|
| 神戸市 | ☎078(322)6250 | 24時間受け付け |
| 姫路市 | ☎079(289)0055 | 8時35分～21時 |
| 尼崎市 | ☎06(4869)3015 | 平日7時～22時30分、土曜・日曜・祝休日8時～21時 |
| 西宮市 | ☎0798(26)2240 | 8時45分～21時 |
| 明石市 | ☎078(918)5439 | 9時～20時 |
| | ☎078(912)1111 | 20時～9時 |

中小企業向け特別相談窓口(資金繰り・経営相談等)

県、市町、商工団体など、さまざまな機関が事業者の課題に応じた相談に対応しています。※この情報は4月14日現在のものです

経営全般に関すること (事業・人材・労務・財務・資金繰り等)

経営相談窓口
〔(公財)ひょうご産業活性化センター〕 ☎078(977)9079 平日9時～17時

兵庫県よろず支援拠点 ☎078(977)9085 平日9時～17時
☎080(1400)9153 土曜・日曜・祝休日9時～17時

神戸商工会議所中央支部 ☎078(367)3838 平日9時～17時15分

※その他の関係機関の窓口は県ホームページをご覧ください

貸付・融資などに関すること

●兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078(362)3321 平日9時～17時30分

●信用保証制度や資金繰りに関すること

兵庫県信用保証協会 ☎078(393)3900 9時～17時

●雇用調整助成金に関すること

ハローワーク助成金デスク ☎078(221)5440 平日8時30分～17時15分

●政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫

| | | 電話番号 | 受付時間 |
|-------|--------|---------------|----------|
| 神戸支店 | 中小企業事業 | ☎078(362)5961 | 平日9時～17時 |
| 神戸支店 | 国民生活事業 | ☎078(341)4981 | 平日9時～17時 |
| 神戸東支店 | | ☎078(854)2900 | 平日9時～17時 |
| 明石支店 | | ☎078(912)4114 | 平日9時～17時 |
| 姫路支店 | | ☎079(225)0571 | 平日9時～17時 |
| 尼崎支店 | | ☎06(6481)3601 | 平日9時～17時 |
| 豊岡支店 | | ☎0796(22)4327 | 平日9時～17時 |

▶休日電話相談

| | | |
|--------|---------------|-----------------|
| 国民生活事業 | ☎(0120)112476 | 土曜・日曜・祝休日9時～17時 |
| 中小企業事業 | ☎(0120)327790 | 土曜・日曜・祝休日9時～17時 |

商工中金

| | 電話番号 | 受付時間 |
|------|---------------|----------|
| 神戸支店 | ☎078(391)7541 | 平日9時～19時 |
| 姫路支店 | ☎079(223)8431 | 平日9時～19時 |
| 尼崎支店 | ☎06(6481)7501 | 平日9時～19時 |

▶電話相談 ☎(0120)542711 9時～17時

●セーフティネット保証制度および危機関連保証制度の利用に係る 認定に関すること

市町の担当窓口(県ホームページをご覧ください)